

離婚の際に称していた氏を称する届 記入例

離婚の際に称していた氏を称する届

(戸籍法77条の2の届)
平成19年7月1日 届出
徳島県小松島市長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日								
第 号									
送付 平成 年 月 日	長 印								
第 号									
書類調査	戸籍記載	記載調査	附	票	住	民	票	通	知

(1)	離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) 氏 小松島 名 みずき 昭和54年 3 月 3 日生	
(2)	住所 (住民登録をしているところ)	徳島県小松島市坂野町字平田24 (番地) 番 号 の2	
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 徳島県小松島市横須町 1 (番地) 番	
(4)	氏	変更前(現在称している氏) 小松島	変更後(離婚の際に称していた氏) 小松島
(5)	離婚年月日	平成19年 7 月 1 日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 徳島県小松島市坂野町字平田24 (番地) 番 2	
(7)	その他	筆頭者の氏名 小松島 みずき	
(8)	届 出 人 署名 押 印 (変更前の氏名)	小松島 みずき (小松島) 印	

◎離婚届と同時に届出ししない場合、届出期間は離婚日から3ヶ月以内になります。

◎離婚届と同時に届出ししない方で、本籍地以外の役所に届出する場合は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明が必要になります。

離婚届と同時に届出される場合、婚姻中の本籍・筆頭者の氏名を記入してください。
離婚届と同時の届出でない場合、現在在籍している本籍及び筆頭者の氏名を記入してください。

離婚届と同時に届出される場合、変更前も変更後も同じ氏で記入してください。
(この記入例は、離婚届と同時に届出した場合のもので)
同時の届出でない場合、変更前の欄はこの届出時に称している氏を、変更後の欄は離婚の際に称していた氏を記入してください。

協議離婚の場合、離婚届の届出日を記入してください。
裁判離婚の場合、調停成立日・審判又は判決の確定日が離婚年月日になります。

離婚届と同時に届出される場合、新しい戸籍(自身筆頭者の戸籍)ができるようになります。新本籍をどこに置くのかを定め、記入してください。
離婚届と同時に届出ししない場合で、(3)欄で筆頭者が自身になっている場合は記入しないでください。

本人が署名、押印してください。
離婚届と同時に届出される場合は、離婚前の氏で記入してください。
離婚届と同時に届出ししない場合は、この届出時に称している氏で記入してください。

必ず昼間に連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先 (自宅・勤務先・呼出) 方
電話 (0885) 32-2112 番

本届書中
字加入
字削除
字訂正
印



捨印をお願いします